第1章 重点まとめ

バイスティックの7原則

1. 個別化の原則	利用者を個性ある一人の人間としてとらえる。
2. 意図的な感情表出の原則	利用者が、肯定的な感情も、否定的な感情も、ありのままの感情を表出できるように、援助者は意図的にかかわる。
3. 統制された情緒関与の原則	利用者の表情や言動などに対して先入観をもつことなく、つまり感情に左右されずに利用者にかかわることが重要である。
4. 受容の原則	利用者の表現、態度、気持ちなどをありのままに、無条件に受け入れる。
5. 非審判的態度の原則	利用者や家族の行動、考え方を援助者の価値観や社会通念から一方的に評価してはいけない。
6. 自己決定の原則	利用者の利用者本人による意思決定を尊重する。
7. 秘密保持の原則	利用者の情報は、利用者の了解なしに漏らすことがあってはいけない。

生活保護制度と介護保険制度

被保護者	65歳以上	40歳以上65歳未満	
		医療保険加入	医療保険未加入
介護保険制度	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者とならない
介護保険料	普通徴収該当：生活扶助の介護保険料加算で対応 特別徴収該当：年金による天引き	健康保険の保険料と一体として医療保険者が徴収	なし
介護サービスの利用	9割は介護保険による給付 利用者負担分1割を介護扶助から	9割は介護保険による給付 利用者負担分1割を介護扶助から	10割全額を介護扶助から
介護施設入所の日常生活費	生活扶助に介護施設入所者基本生活費が加算	生活扶助に介護施設入所者基本生活費が加算	生活扶助に介護施設入所者基本生活費が加算

国民健康保険と健康保険の給付内容

		市町村国民健康保険	健康保険
医療給付	療養の給付等	義務教育就学前：8割（2割自己負担） 義務教育就学後から70歳未満：7割（3割自己負担） 70歳以上75歳未満:8割(2割自己負担、ただし平成20～22年度は1割に据置) 70歳以上75歳未満の現役並み所得者：7割（3割自己負担）	
	高額療養費	上位所得者、一般、低所得者の3段階で自己負担限度額を設定	
現金給付	出産育児一時金 葬祭費・埋葬料	給付内容は条例で定めるところによる 出産育児一時金は原則42万円、葬祭費1～5万円程度が多い	出産一時金：原則42万円 埋葬料：定額5万円
	傷病手当金 出産手当金	任意給付 実施している市町村なし	1日につき、標準報酬日額3分の2相当を支給

公的年金制度

- **保険者の区分**

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者等		国民年金
第2号被保険者	被用者	適用事業所に雇用される70歳未満（民間サラリーマン等）	国民年金＋厚生年金
		公務員等	国民年金＋共済年金
第3号被保険者	専業主婦等、被用者の被扶養配偶者		国民年金

- **年金の種類**

老齢年金	支給要件は、原則として国民年金に25年以上加入していること 原則65歳から支給 60歳からの繰上げ支給、70歳からの繰下げ支給が可能
障害年金	年金に加入中の病気やけがで障害を有することになった場合に支給 1級、2級があり、1級は2級の1.25倍の金額を支給
遺族年金	年金受給者、被保険者が死亡した場合、生計を維持されていた遺族に支給

日常生活自立支援事業

実施主体	都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会等）
対象	判断能力が不十分（認知症、知的障害、精神障害等） かつ 契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる
援助の内容	本事業に基づく援助の内容は、次を基準とする ・福祉サービスの利用援助 ・苦情解決制度の利用援助 ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助等 上記に伴う援助の内容は、次を基準とする ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等、利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理） ・定期的な訪問による生活変化の察知 専門員が策定する「支援計画」にしたがって、生活支援員が援助を実施
利用料	実施主体が設定する利用料を利用者が負担
契約締結審査会	契約内容や本人の判断能力等の確認を行う
運営適正化委員会	適正な運営を確保するための監督を行う

Point 1

重要度 ✤

人間の尊厳と自立

介護における尊厳の保持と自立支援について理解しよう

介護の基本は、利用者の人間としての尊厳を保持し、自立支援を行うことである。自立とは、身体的自立だけでなく、精神的自立、社会的自立も含まれる。

問　題

Q 問題1　介護に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを１つ選びなさい。

（平成18年度　第19回・問題75）

A　自立のための支援とは、身体的自立に限定した援助のことである。

B　利用者の日常生活の自立可能な動作を把握して、セルフケアを尊重した支援を行う。

C　社会的サービスの利用支援においては、利用者が自己決定しやすいように情報を適切に提供する必要がある。

D　利用者の価値観や生活習慣に基づいた支援をするためには、利用者の生活歴を知ることも重要である。

[　組み合わせ　]

	A	B	C	D		A	B	C	D
1	○	○	○	×	4	×	○	○	○
2	○	○	×	○	5	×	×	○	○
3	○	×	×	×					

正解への近道
自立には、身体的自立のほかに、精神的自立、社会的自立がある。

Q 問題2　社会福祉援助技術の用語に関する次の記述のうち、適切でないものを１つ選びなさい。

（平成19年度　第20回・問題30）

1　提供機関間の連携を図り連絡・調整することを、コーディネーションという。

2　援助者が主導的に決定できる援助関係を、ラポールという。

3　利用者側に立った利用者の権利などの擁護活動を、アドボカシーという。

4　援助者が地域に出向き面接や援助をすることを、アウトリーチという。

5　利用者が援助を活用して問題解決に向かう能力を、ワーカビリティという。

正解への近道
援助への第一歩は、ラポールの形成が重要である。

解　説

A 問題1

A　×　自立のための支援には、身体的自立だけでなく、精神的自立や社会的自立への援助も含まれる。

B　○　介護においては、利用者の残存能力や潜在能力など、その能力を最大限に発揮させることが大切である。

C　○　利用者が自己決定することが重要である。適切な自己決定が行えるよう、さまざまな情報をわかりやすく提供することが必要である。

D　○　利用者の生活歴を知ることが、利用者の価値観や生活習慣を把握することにつながる。それにより、利用者本位の支援が可能となる。

A 問題2

1　○　提供機関間の連携を図り、連絡・調整を行う役割を持つ人を、コーディネーターという。

2　×　ラポールとは、信頼関係のことである。

3　○　アドボカシーは、権利擁護と訳される。

4　○　援助困難者には、アウトリーチが有効な場合も多い。

5　○　援助を活用して、利用者自らが問題を解決していこうとする、利用者のさまざまな能力を、ワーカビリティという。

解答　問題1　4　問題2　2

memo　求められる介護福祉士像

介護福祉士制度の在り方についての検討会報告書では、これからの介護福祉士の養成にあたっての目標を、以下の12項目に整理している。

1　尊厳を支えるケアの実践
2　現場で必要とされる実践的能力
3　自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
4　施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5　心理的・社会的支援の重視
6　予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7　他職種との協働によるチームケア
8　一人でも基本的な対応ができる
9　「個別ケア」の実践
10　利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11　関連領域の基本的な理解
12　高い倫理性の保持

第2章 章末予想問題

問題1 **介護福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。**

1 介護福祉士は業務独占資格である。
2 資質向上の責務が規定され、資格の更新が必要である。
3 信用失墜行為の禁止に違反した場合、罰金が課せられる。
4 介護福祉士は、介護保険制度の訪問看護を実施することができる。
5 介護保険制度では、介護福祉士の配置を要件とした加算がある。

問題2 **次の記述のうち、最も適切なものを１つ選びなさい。**

1 看護師は、療養上の世話や診療の補助を行う業務独占資格である。
2 作業療法士は、主に基本的動作能力の回復を図る療法を行う。
3 理学療法士は、主に応用的動作能力の回復を図る療法を行う。
4 言語聴覚士は、医師の指示に基づかないで嚥下訓練を行うことができる。
5 介護支援専門員は、介護サービス計画を立案する国家資格である。

問題3 **ICF（国際生活機能分類）に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。**

1 生活機能とは、機能障害、活動制限、参加制約のすべてを包む包括用語である。
2 介護サービスは、背景因子の個人因子に含まれる。
3 心身機能・身体構造に、精神的機能は含まれていない。
4 活動と参加は、実行状況と能力によって評価される。
5 環境因子は、個人の外部にあり、心身機能・身体構造には影響を及ぼさない。

問題4 **高齢化の現状と将来予測に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。**

1 「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると、高齢化率は、2055（平成67）年には4割を超えると推計される。
2 「国民生活基礎調査（平成21年）」によると、65歳以上の者のいる世帯構造別の構成割合は、「単独世帯」が最も多い。
3 「国民生活基礎調査（平成21年）」によると、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）は、全世帯の4割を占めている。
4 「国民生活基礎調査（平成21年）」によると、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）のうち「単独世帯」は、女性より男性の世帯が多い。
5 「日本の世帯数の将来推計（平成20年3月推計）」によると、世帯主が65歳以上の世帯のうち「単独世帯」の割合は、一貫して減少し続けると推計される。

問題5 **「平成22年版高齢社会白書」に関する次の記述のうち、正しいものを１つ選びなさい。**

1 高齢者の心の支えになっている人として孫を挙げる人が過半数を超えている。
2 高齢者世帯の所得を種類別にみると、「稼働所得」が最も多い。
3 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合が100％の世帯は、約6割となっている。
4 高齢者の半数近くは、何らかの自覚症状を訴え、日常生活に影響を及ぼしている。
5 高齢者のグループ活動への参加意向は、過去の調査と比較して減少傾向にある。

問題6 **姿勢保持や移動の介助に関する次の記述のうち、適切なものを１つ選びなさい。**

1 左片麻痺のある利用者を仰臥位から端座位にする介助の場合、介助者は、臥床している利用者の左側に立つ。
2 左片麻痺のある利用者を端座位から立位にする介助の場合、介助者は、利用者の左側に立つ。
3 左片麻痺のある利用者を端座位から立位にする介助の場合、利用者の足は、膝より前に出してもらう。
4 ベッドの端に腰掛ける座位では、深く腰掛け、両足底が床面から10cm程度離れるようにする。
5 つえを使った立位では、つえを身体に密着させる。

問題7 **寝たきりで起こりやすい状態とその予防に関する次の組み合わせのうち、適切なものを１つ選びなさい。**

1 尿路感染 ―――― 水分の制限
2 誤嚥性肺炎 ―――― 経管栄養
3 関節拘縮 ―――― 安静臥床
4 便秘 ―――― 食物繊維の制限
5 起立性低血圧 ―――― 座位訓練

問題8 **介護過程の展開に関する次の記述のうち、適切なものを１つ選びなさい。**

1 本人や家族の訴えは主観的なので、アセスメントには用いない。
2 介護従事者が理想とする生活の実現に向けた計画とする。
3 介護計画には、家族の意向も反映する。
4 介護計画は抽象的なものとする。
5 決定した目標や介護計画は、変更しない。

解答・解説

解説1 解答｜5

1 × 介護福祉士は、名称独占の資格である。介護福祉士でない者が「介護福祉士」の名称を使用することを禁じており、違反すると罰金が課せられる。
2 × 資質向上の責務の規定はあるが、更新制は導入されていない。
3 × 信用失墜行為の禁止に違反した場合は、登録の取消しまたは、一定期間の名称の使用停止が命じられることがあるが、罰金を課すという規定はない。
4 × 介護保険制度の訪問看護を実施することができるのは、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士である。介護福祉士が実施することはできない。介護福祉士は、訪問介護を実施する。
5 ○ 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算などの加算がある。

解説2 解答｜1

1 ○ 看護師でない者が療養上の世話や診療の補助など看護師業務を行うことを禁じている。
2 × 作業療法士は、主に応用的動作能力の回復を図るための作業療法を行う。
3 × 理学療法士は、主に基本的動作能力の回復を図るための理学療法を行う。
4 × 言語聴覚士が嚥下訓練を行う場合は、医師の指示のもとで実施しなければならない。
5 × 介護支援専門員は、国家資格ではない。受験資格を満たし、介護支援専門員実務研修受講試験を受け、合格し、実務研修を受講して、都道府県知事の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けて、介護支援専門員となる。